

## 令和8年度市民植樹祭企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 目的

別添「令和8年度市民植樹祭企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

#### (2) 業務名

令和8年度市民植樹祭企画運営業務

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容により変更することがある。

#### (4) 業務期間

別添仕様書のとおり。

### 2 業務に要する費用（事業費限度額）

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加可能な者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 本業務の公示日から候補者特定の日までの期間において、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同上第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

##### (1) 提出期限

令和8年6月23日(火)午後4時(必着)

##### (2) 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。また、電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、メール送信後、担当部署へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

##### (3) 提出先

「13 担当部署(提出・問合せ先)」へ提出すること。

##### (4) 回答日

令和8年6月30日(火)

##### (5) 回答方法

市ホームページに掲載する。

#### 5 参加意思表明書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

参加意思表明書(様式2) 1部

※代表者印を忘れずに押印すること。

##### (2) 提出期限

令和8年7月6日(月)午後4時(必着)

##### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとする。

##### (4) 提出先

「13 担当部署(提出・問合せ先)」へ提出すること。

##### (5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、令和8年7月10日(金)までに参加表明者に電子メールで通知する。

#### 6 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部

※代表者印を忘れずに押印すること。

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部

※原本1部は会社名を記入したものとし、副本7部は会社名が推測できないように作成すること。なお、副本については、複写可とする。

ア 会社概要（様式4）

イ 業務実績調書（様式5）

ウ 再委託調書（様式6）

※他の企業等に当該業務の一部について再委託する場合にのみ提出すること。

エ 工程表（様式7）

※様式7の表の項目を満たしていれば任意の様式でも可とする。

オ 企画提案書（任意様式）

※別紙「令和8年度市民植樹祭企画運営業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照。

カ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年7月16日（木）午後4時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとし、担当に事前連絡を行うこと。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

また、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとする。

なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出先

「13 担当部署（提出・問合せ先）」へ提出すること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

① 実施日

令和8年7月21日（火）（予定）

② 手順

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「8 審査基準及び配点」に基づいて審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、高い評価を得た提案者を選考する。

また、提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施する。その場合、基準点

を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とする。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

### ③ 会場等

審査時間及び会場等の詳細については、対象者に対し別途連絡を行う。

### ④ 出席者

2名以内

### ⑤ 審査内容

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う。なお、審査会は非公開とする。

### ⑥ 必要機器

プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当部署に事前相談を行うこと。

### ⑦ 審査の順序

企画提案書の提出順とし、参加事業者ごとの開始時間は別途連絡を行う。また、審査時は参加者を伏せた上で実施する。

## (2) 審査結果の通知

審査結果を電子メールにより通知する。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができるものとする。

## 8 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、別紙「評価基準」のとおり。

## 9 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不可能となった場合は、次点の候補者を契約の相手方とする。

## 10 日程

公示	令和8年6月12日
質問受付締切	令和8年6月23日 午後4時まで
質問回答	令和8年6月30日
参加意思表明書の受付締切	令和8年7月6日 午後4時まで
参加資格の通知	令和8年7月10日

企画提案書等受付締切	令和8年7月16日	午後4時まで
審査	令和8年7月21日	
結果通知	令和8年7月23日	(予定)
契約締結	令和8年8月上旬	(予定)
業務開始	令和8年8月上旬	(予定)

## 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 1.2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
  - イ プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
  - ウ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1.3 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市 農林部 農村整備課 林務係 担当：齊藤

住所：〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-40-2015（直通）

メールアドレス：nouson@city.hirosaki.lg.jp

※問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時まで受付する。